

医療法人の申告に関するQ & A

令和7年3月

Q 1-1 所得配分方式で所得金額を計算する場合、国や県、市町から交付を受けた補助金や支援金は、「その他の収入に含めないもの」としてよいでしょうか？

A 1-1 補助金等の内容によって対応が異なるため、補助金の要綱等を確認ください。

「その他の収入に含めないもの」は、法人税において課税対象ではないもの、課税対象であっても施設整備や雇用、借入に対するもの、経費等の実績の報告を要し、使途が特定されているもの等が該当します。

「その他の収入に含めるもの」は、法人税において課税対象であるもの、医療保健業務の対価として支払われるもの、経費等に関わらず交付される性質のもの（病床数や患者数等によって一律で計算されるもの）、使途が特定されていないもの等が該当します。

Q 1-2 経費配分方式で所得金額を計算する場合、国や県、市町から交付を受けた補助金や支援金の取扱いはどうになりますか？

A 1-2 所得配分方式と同様に、補助金等の内容によって対応が異なるため、補助金の要綱等を確認ください。

「特別損益等の内訳（表4）」には、建物の建設等にかかる補助金（法人税の所得算定上、損益算入が認められるもの）、雇用に対する補助金等を記載してください。

「診療収入金額金額（表2）」の「その他付随収入金額」には、医療保険業に対する業務の対価として支払われる補助金や委託料等を記載してください。

＜補助金等の取扱いの例＞

取扱い	補助金等※1
・その他収入に含めないもの （所得配分方式） ・特別損益等に記載するもの （経費配分方式）	・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金※2 ・介護分野等 ICT 化等事業費補助金（静岡県） ・静岡県介護職員処遇改善支援事業費補助金
・その他収入に含めるもの （所得配分方式） ・その他付随収入金額に記載 するもの（経費配分方式）	・持続化給付金※2 ・発熱等診療医療機関体制整備事業協力金（静岡県）※2 ・医療機関等物価高騰対策支援金（静岡県）※2 ・介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（静岡県）※2

※1 補助金等の内容や使途によって上記の例と異なる場合がありますので、御注意ください。

※2 既に交付を終了しているものも参考として記載しています。

Q 2 自由診療のみの法人や法人を解散して清算終了中の場合、社会保険診療分の収入がありません。

この場合、医療法人の計算書等は必要ですか？

A 2 社会保険診療がない場合は、医療法人の計算書等を提出する必要はありません。

Q 3 静岡県外に支店がある場合、所得金額計算書は従業員数や事務所数で按分しますか？

A 3 按分は不要です。合算した金額を記載してください。

Q 4 自動車の売却益は「その他の収入」に含めますか？【所得配分方式】

A 4 売却益が当初の購入金額を上回ることがなければ、通常は「その他の収入」に含める必要はありませんが、当初の購入金額を上回る場合は、その超過分を「その他の収入」に計上してください。

Q 5 薬品の購入費として前期末に未払金を計上したものの、実際は購入はしなかった場合、当期の会計上では未払金を雑収入として計上しますが、「その他の収入」に含める必要はありますか？【所得配分方式】

A 5 経費の戻入であるため、「その他の収入」に含める必要はありません。

お問合せ先

○下田財務事務所 課税課

電話番号：0558-24-2014

管轄区域：下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町

○沼津財務事務所 直税第1課

電話番号：055-920-2029

管轄区域：沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町

○静岡財務事務所 直税第1課

電話番号：054-286-9148

管轄区域：静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町

○浜松財務事務所 直税第1課

電話番号：053-458-7141

管轄区域：浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、菊川市、湖西市、御前崎市、森町